

返還保証書の提出について

学生支援課経済支援グループ

① 65歳以上の方 または ② 4親等以内の親族以外の方（知人等）を保証人として選任した方は、返還保証書および資産等証明書のご提出が必要となっています。（「奨学生のしおり」24ページを参照）

返還誓約書と併せてご提出をお願いいたします。

（書類作成上の注意）

- ・返還保証書は保証人の方がご記入ください。
- ・「4. 現在の資産等の状況について」に記入した内容に該当する証明書を添付してください。

その他ご不明な点、ご相談がある場合にはすみやかに学生支援課窓口までお問い合わせください。